

鳥羽市全員協議会会議録

令和 7 年 1 月 2 0 日

○出席議員（１１名）

１番	世古雅人	２番	山本欽久
４番	瀬崎伸一	５番	南川則之
６番	濱口正久	７番	山本哲也
８番	河村孝	９番	戸上健
１０番	木下順一	１２番	尾崎幹
１３番	世古安秀		

○欠席議員（１名）

１１番 坂倉広子

○出席説明者

・中井市民課長、片岡補佐、木下係員

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

次長兼 平山智博
議事総務係長

(午後 4時24分 再開)

○河村 孝議長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、ドライブに共有しております事項書のとおりでございます。

それでは協議事項に入ります。

協議事項1、執行部報告事項。

①鳥羽市第4期男女共同参画基本計画（ほほえみプラン）素案についてであります。

それでは、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中井市民課長 市民課長の中井でございます。どうぞよろしくお願いします。

議員の皆様には本会議に引き続き大変お疲れのところ、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

本日は、今年度市民課にて策定作業を進めております鳥羽市第4期男女共同参画基本計画（ほほえみプラン）について、素案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施する前に議員の皆様事前に計画の内容についてご説明をいたしたくお時間をいただきました。どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速ですが計画の素案について説明に入らせていただきます。

事前に提出しました資料、市民課2の1ページ、こちらの素案のほう、もう本冊のほうです。これの1ページをご覧ください。

まず、計画策定の趣旨としまして、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法第2条に規定されております。

また、関連する法整備等では、国におきまして、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され、平成28年に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、令和3年には育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されるなど、社会情勢の変化に対応した取り組みが行われております。

加えまして、男女共同参画を取り巻く課題が多様化する中、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、平成30年6月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立するなど、男女共同参画の実現に向けた取り組みが推進され、令和2年12月には第5次男女共同参画基本計画が策定されました。

三重県においては、平成29年にダイバーシティみえ推進方針を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進し、これまでの取り組みの成果と課題を整理するとともに、国内外の情勢や三重県の動向等に鑑み、令和3年3月に第3次三重県男女共同参画基本計画が策定されております。

これらを踏まえまして、本市におきましても、令和2年3月に策定した本市の第3期男女共同参画基本計画

の期間が令和6年度で終了することから、令和7年度を初年度とする5年間の第4期計画を策定するものでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。

本計画の位置付けとしましては、(1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定をいたします。

(2) として、鳥羽市男女共同参画推進条例第8条に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画として策定いたします。

(3) として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定をいたします。

(4) として、鳥羽市総合計画を上位計画とし、関係する県の上位計画や本市の各種諸計画との整合性を図っていきます。

次に、計画の全体像ですが、本計画は7章で構成されており、1ページから4ページまでが第1章として計画の趣旨や計画の位置付け等を、5ページから9ページまでが第2章として本市の現状を、10ページから16ページまでが第3章として市民意識調査結果を、17ページから19ページまでが第4章として理念や目標の基本的な考え方を、20ページから40ページまでが第5章として3つの基本目標に係る計画の内容を、41ページを第6章として計画推進の体制づくりを記載しております。

なお、42ページ以降の第7章は、資料編として条例等や国内外の動向、用語解説などを掲載しております。

次に、市の現状や意識調査結果等につきましては、説明を割愛させていただき、新しい計画案について説明をいたします。

17ページをご覧ください。

第4章、計画の基本的な考え方でございます。

本計画はこれまでの計画と同様に、男女共同参画推進条例に定められた4つの基本理念に基づきまして、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことができる社会の実現を目指しております。

また、基本目標としましては、18ページにあるとおり目標達成に向けたビジョンとして、今回は3つの基本目標を掲げ、本市がいきいき、のびのび、にこにこをキーワードにほほえみ溢れるまちとなるよう男女共同参画社会の実現を目指します。

まず、基本目標1、誰もがあらゆる分野において、いきいきと活躍できるまちにつきましては、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定において、性別に関わらず自らの意思を伝えられる場を確保し、男女がともに責任を担うことで男女共同参画社会の実現を目指します。

また、家庭生活と仕事やその他の活動との両立に向け、男女がともに協力し合い、労働環境の改善や多様な働き方の推進を行い、誰もが能力を発揮し、いきいきと活躍できるまちを目指します。

次に、基本目標 2、安全・安心にのびのびと暮らし続けられるまちにつきましては、男女の社会における活動の自由な選択に対して、性別にこだわった考え方にとらわれず、多様な生き方を選択することができるように、正しい知識の普及、啓発を目指します。

また、生涯にわたり、鳥羽市で健康的に暮らし続けられるよう、一人ひとりが主体的に心身の健康の管理、保持、増進を継続し、のびのびと生活できるまちを目指します。

次に、基本目標 3、人権が尊重され、にこにこ笑顔あふれるまちにつきましては、男女ともにお互いの人権を尊重し、認め合うために、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定概念、アンコンシャス・バイアスのない多様性社会を目指します。

また、男女共同参画への理解を広げていくために、次世代を担う若者に幼いときからの教育を充実し、自分らしく鳥羽市で生活でき、にこにこ笑顔いっぱいのまちを目指します。

以上、3つの基本目標を柱に施策を展開することとして、19ページに体系図を示しております。

続きまして、20ページからは第5章、計画の内容でございます。

先ほどありました3つの基本目標、各々の現状と課題、それに対する施策の方向、施策の内容、その担当課と成果目標を示しております。内容の詳細は割愛させていただきますが、19ページに示した体系図のとおり、基本目標 1 に対しては、施策の方向を 1、政策・方針決定過程における男女共同参画の推進。2、雇用の場における男女共同参画の推進。3、自営業における男女共同参画の推進。4、ワーク・ライフ・バランスの推進。5、就労、能力開発及び起業のための支援の 5つと定め、22ページから26ページに示した18の施策を展開いたします。

基本目標 2 に対しては、施策の方向を 1、DV防止の啓発及び被害者支援体制の充実。2、相談窓口の周知と相談体制の充実。3、性に関する暴力等防止対策の推進。4、生涯にわたる健康保持及び増進への支援。5、性と生殖に関する健康対策の推進。6、子育て及び介護支援の充実。7、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進の 7つと定めて、29ページから34ページに示した19の施策を展開します。

基本目標 3 に対しては、施策の方向を 1、男女共同参画に関する広報及び意識啓発の推進。2、家庭及び地域における男女共同参画の促進。3、多様性における人権尊重の意識づくり。4、生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実。5、学校等における男女共同参画教育の推進。6、国際的な視点に立った男女共同参画の推進の 6つと定めて、37ページから40ページに示した16の施策を各々展開していくこととしております。

以上が鳥羽市第4期男女共同参画基本計画（ほほえみプラン）の素案についての説明となります。

計画に記載しております基本理念を意識し、基本目標にあるようにいきいき、のびのび、そしてにこにこをキーワードにほほえみ溢れるまちとなるよう、男女共同参画社会の実現を目指して各施策について市民課はもちろん、市役所全体で取り組んで参ります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、来たる2月3日から20日までの18日間でパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様から意見を募り、いただいたご意見等を踏まえながら素案を修正し、計画の策定に関わっていただいております男女共同参画審議会委員の皆様へと諮り、今年度中に完成させていきたいと考えております。

なお、本計画は、議会基本条例における議決を要する計画ではございませんので、議案として提出することはありませんが、計画素案につきましては議員の皆様からもパブリックコメントの機会を通じてご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

少し駆け足となりましたが、以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 1点だけお聞きします。

全体通読して、力のこもった計画になってるというふうに思います。

他市の計画案を見ますと男女共同参画・ジェンダー平等計画ということになっております。通読して、このジェンダー平等という言葉がほとんど出てこないというふうに思います。その辺りパブリックコメント含めて検討していただきたいというふうに思います。

それから、これは質問なんですけれども、計画の推進に向けて、第三期も施策の実施状況について年次報告を作成し公表しますというふうにうたわれておりました。

この5年間でその年次報告はどこに公表されておりますでしょうか。僕ちょっとホームページやそういうのいろいろ調べたんですけれども、よう見つけなかったもんでここにありますというのを教えてください。

○河村 孝議長 市民課長。

○中井市民課長 すみません、毎年各課等からの聞き取り等を踏まえて、成果目標は毎年こういうふうに集計しておるんですが、すいません、今のところまだちょっと公開はさせていただいてはないと思います。

以上です。

○河村 孝議長 戸上議員。

○戸上 健議員 第三期も計画の進行管理と評価というのがあって、先ほど触れたように年次報告、これを作成し公表しますとうたっておりますし、第四期も施策の実施状況について年次報告を作成し公表しますとなっておりますもんで、これをぜひ実行してほしいというふうに思います。

ちなみに伊勢市の場合は、毎年この審議会が年次報告を作って、各課がどういう1年間に男女共同参画事業を取り組んだかというのをホームページでアップして、市民によくわかるように、我々議員にもよくわかるようにされておりますもんで、ぜひ参考にして鳥羽市でも実施をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○河村 孝議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして全員協議会を散会いたします。

(午後 4時41分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年1月20日

鳥羽市議会議長 河 村 孝